

江田島市こども計画の策定について

1 概要

本市の現行計画、第2期江田島市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）は令和6年度末をもって終了します。令和7年度からの次期計画は、令和5年4月1日にこども基本法が施行されたことに伴い、「江田島市こども計画」として策定します。

2 計画の位置づけ

(1) こども大綱

こども基本法第9条で、こども施策に関する大綱（こども大綱）を定めなければならないとされており、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策大綱、子ども・若者育成支援推進大綱及び子どもの貧困対策に関する大綱を一つに束ね、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めることとされています。

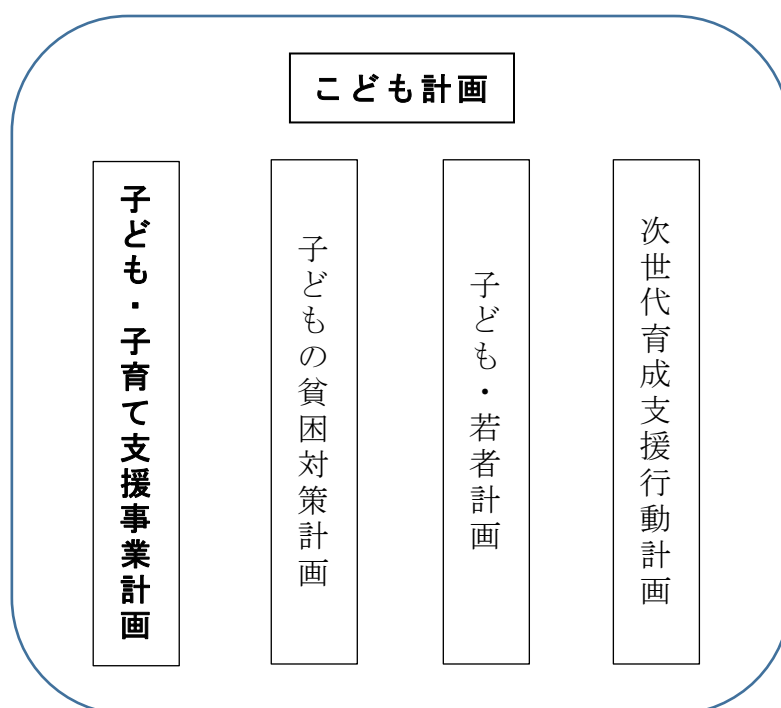
(2) 市町村こども計画

上記を踏まえ、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案し、「市町村こども計画」を定めるよう努めることとされており、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画等と一体のものとして作成することができるかとされています。

(3) 本市の方針

新計画である「江田島市こども計画」では、国のこども大綱やこども基本法を勘案し、現行計画に新たに子ども・若者計画等の内容を含め、こども施策を総合的に推進します。

こども計画のイメージ図



3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間となります。
なお、社会情勢や本市の現状の変化により適宜、内容の見直しを行います。

4 会議における協議

本計画の策定に当たっては、幅広い意見を反映し、本市における子ども・子育て・若者支援等施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、現行の「子ども・子育て会議」に新たに委員を追加し、「こども政策推進会議」を設置して審議を行います。

5 今後の日程

令和6年2月	「こども政策推進会議」設置に伴う条例改正
令和6年2月	こども計画策定業務委託業者の選定
令和6年5月	第1回こども政策推進会議
令和6年度内	こども計画の策定